

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第686号 平成26年2月10日

教育委員会制度改革（1）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が来月にも提案される状況の中、教育委員会制度の改革問題が今国会での各党間の大きな争点として浮かび上がって来ました。

教育委員会制度は今後どうなっていくのか、風雲急を告げ、目を離せない状況となっています。

そこで、いま議論されている教育委員会制度の改革とは如何なるものなのか、改めて考えてみたいと思います。

現行の教育委員会制度は、太平洋戦争後、アメリカの制度を参考に導入されたものであり、数次にわたる改正を経て今日に至っています。

この教育委員会制度は、当初、予算案や条例の原案等の議案を議会に提出する権限を付与すると共に、教育委員の選任については、地域住民の主体的参画を前提として公選制が採用されるという様に、大変独立性の強い機関としてスタートしました。

しかし現実には、教育委員の公選を通じ教育委員会に政治的対立が持ち込まれる等の弊害が大きく、昭和31年には、政治的中立性の確保と一般行政との調和の実現を目的として、教育委員の選任については公選制が廃止され、首長が議会の同意を得て任命する今日の制度に改変されています。

教育は、子供の成長に直接関わり、精神的な価値の形成に大きな影響を与えるものであり、そうした営みの中に政治的な思惑やイデオロギー対立が持ち込まれるような事が有ってはなりません。

また、教育は100年の大計ともいえるべきものであり、その時々状況に右顧左眊する事無く、中長期的な視点に立って安定的に行われる必要があります。

更に、教育が特定の見方や立場から偏りが生じない様にする為には、教育を専門家に任せにするのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われる事も重要です。

現行の教育委員会制度は、教育に対するこうした要請を踏まえ、

- 政治的中立性
- 継続性，安定性
- 地域住民の意向の反映（レイマンコントロール）

が確保される様、制度設計がなされているのです。

しかし、この教育委員会制度も約60年が経過する中で制度疲労を起こし、様々な問題が顕著になって来た事も事実です。

こうした中、中央教育審議会は昨年の12月13日に示した答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「現行制度においては、非常勤の教育委員は、教育委員会という合議体の執行機関の一員として、公立学校の管理をはじめとする教育行政について共同で教育長を指揮監督する責任を負っている」が、「いじめによる自殺等重大事案が生じた場合に、教育委員として果たすべき役割を明確にできず、教育長及び事務局、学校という専門家集団の対応を住民目線からチェックするという役割を果たせない場合がある」としています。そしてこうした問題を解決する為には、「属人的な努力による運用の改善に期待するだけでなく、教育委員会制度の抜本的な改革を行う必要がある」と指摘しています。

この中央教育委員会の指摘を含め、現行の教育委員会制度を巡っては様々な問題が指摘されていますが、それらを概括すると概ね次の様なものです。

- ・非常勤の教育委員長と教育長との関係が分かり難い等、教育委員会の権限と責任の所在が不明確
- ・住民の代表である首長との意思疎通、連携に課題がある。
- ・閉鎖的、かつ、教育関係者の意向に沿った教育行政を行う傾向がある。
- ・教育委員会自体は、事実上事務局の提出する案を追認するだけに終わっており、実質的な意思決定を行っていない。
- ・非常勤の教育委員からなる合議体であり、会議も月に1～2回開催される程度であるため、迅速な意思決定が出来ない。

こうした問題を解決する方途として、中央教育審議会は、首長が任免する教育長を事務執行の責任者（補助機関）とし、教育委員会は首長の下で教育方針等を審議、勧告する組織（特別な付属機関）とする改革案を提示しています。

（塾頭：吉田 洋一）